

## 問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相談者A : 過去に病気になったことがあるため、通常生命保険への加入は難しいと考えていたところ、友人から無選択型保険を勧められました。無選択型保険とはどのような保険なのでしょう。

CFP®認定者 : 無選択型保険とは、通常生命保険への加入が難しい人を対象とした保険です。加入時の健康状態に関する告知や医師による診査は不要です。

2. 相談者B : 保険期間中に生命保険会社からお金を借りることができる「契約者貸付」という制度があると聞きました。詳しく教えてください。

CFP®認定者 : 契約者貸付は、払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、生命保険会社が解約返戻金の範囲内で保険料相当額を自動的に立て替え、契約を有効に継続させる制度です。

3. 相談者C : 学資保険の保険料を契約時に全期前納で払い込んでいます。この場合、一般生命保険料控除の取扱いはどうなりますか。

CFP®認定者 : 学資保険の保険料を全期前納にしている場合、所得税法上の一般生命保険料控除は、契約した年のみ控除の対象となります。保険料払込期間中の他の年は控除の対象とはなりません。

4. 相談者D : 夫を保険契約者(保険料負担者)・被保険者、私(妻)を死亡保険金受取人とする生命保険に加入していましたが、夫が亡くなり死亡保険金と配当金を受け取りました。配当金も相続税の課税対象になるのでしょうか。

CFP®認定者 : 配当金は、生命保険の契約時には、受け取れるかどうかは確定していません。そのため、奥様が受け取った配当金は「みなし相続財産」には該当せず、相続税の課税対象とはなりません。

## (問題2)

(設問B) 生命保険会社は、経営が悪化し事業の継続が困難になる前に、保険業法に基づく保険契約者の利益保護のため保険契約の条件変更の申出をすることができる。この経営破たん前の契約条件変更に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生命保険会社が、経営破たん前に既契約の契約条件変更を行う旨の申出をする場合、内閣総理大臣によるその申出の承認が必要である。
2. 生命保険会社は、所定の要件を満たし経営破たん前に既契約の契約条件変更を行う場合、責任準備金を削減することができる。
3. 生命保険会社が、所定の要件を満たし経営破たん前に既契約の予定利率引下げをすることが認められた場合でも、引下げ後の予定利率は1%を下回ってはならない。
4. 生命保険会社が、所定の要件を満たし経営破たん前に既契約の契約条件変更を行う場合、相互会社では社員総会または総代会で出席社員（または総代）の議決権の2/3以上の賛成が必要である。

(問題3)

(設問C) 少額短期保険業制度に関する下記<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、激変緩和措置については考慮しないものとする。

<資料>

○少額短期保険業に係る保険金額

少額短期保険業では、次のとおり保険の区分に応じて1被保険者についての保険金額の上限が設けられています。

区分	保険金額の上限
① 死亡保険	(ア) 以下
② 医療保険(傷害疾病保険)	(イ) 以下
③ 疾病等を原因とする重度障害保険	300万円以下
④ 傷害を原因とする特定重度障害保険	600万円以下
⑤ 傷害死亡保険	傷害死亡保険は300万円以下 (調整規定付き傷害死亡保険の場合は600万円以下)
⑥ 損害保険	1,000万円以下
⑦ 低発生率保険	1,000万円以下

なお、①～⑥の保険の保険金額の合計額は1被保険者について(ウ)が上限となります。

1. (ア) 300万円 (イ) 80万円 (ウ) 1,000万円
2. (ア) 300万円 (イ) 100万円 (ウ) 2,000万円
3. (ア) 1,000万円 (イ) 80万円 (ウ) 2,000万円
4. (ア) 1,000万円 (イ) 100万円 (ウ) 1,000万円

(問題4)

(設問D) 生命保険契約および傷害疾病定額保険契約についての保険法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険契約者が保険金受取人を変更する場合、その変更通知書が保険会社に届いたときは、当該通知書を発送したときにさかのぼって効力が生じる。
2. 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険会社に通知しない限り効力を生じない。
3. 保険契約者等が故意または重大な過失により告知義務に違反し保険会社が保険契約を解除した場合でも、告知されなかった事実と支払事由の発生との間に因果関係がないときは、保険会社は保険金を支払う必要がある。
4. 2010年4月1日以降に締結した保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約において、契約を同意するに当たって前提とした事情(夫婦関係等)が著しく変化したなどの場合、被保険者が保険会社に対して当該保険契約の解除を直接請求することができる。

## (問題5)

(設問E) 北村博さんは、下記<資料>の生命保険に加入することを検討している。この保険の死亡保険金・高度障害保険金の支払いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

## [無配当終身保険普通保険約款 (抜粋)]

第1条—省略—

## 第2条 (保険金の支払)

この保険契約において支払う保険金は、次のとおりです。

## ① 死亡保険金

支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺 イ. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ. 戦争その他の変乱

## ② 高度障害保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者 (※1)
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態 (別表3) に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病 (※2) を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態 (別表3) に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意 イ. 戦争その他の変乱

(※1) 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(※2) 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

## 第3条 (保険金の支払に関する補則)

- (1) 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- (2) 当社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。
- (3) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、当社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害 (以下、本(3)において「責任開始期前の疾病等」といいます。) を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用します。

- ① この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）
  - ② この保険契約の締結または復活の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注1）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
  - ③ 責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
    - ア．責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
    - イ．責任開始期前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。
- (4) 高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金を支払いません。
- (5) ー省略ー
- (6) ー省略ー
- (注1) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
- (注2) ー省略ー

#### 第4条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

- (1) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人には死亡保険金を支払いません。この場合、死亡保険金のうち支払わない部分を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (2) 被保険者が戦争その他変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- (3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
  - ① 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
  - ② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
  - ③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
- (4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、本条（1）および（3）の規定にかかわらず、当社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

以下ー省略ー

(別表1)、(別表2) ー省略ー

## (別表3) 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備 考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
以下一省略一		

1. 被保険者が、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その原因となった傷害と因果関係のない責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって両眼の視力を全く永久に失った場合、高度障害保険金は支払われる。
2. 保険契約の締結の際、責任開始期前に発病した疾病について被保険者が医師の診察および健康診断による異常の指摘を受けたことがなく、かつ責任開始期前に自らの身体に生じた症状について被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合、高度障害保険金は支払われる。
3. 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合、高度障害保険金は支払われない。
4. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金が支払われない場合は、保険会社が責任準備金その他の返戻金を支払うことはない。

問2

生命保険等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題6)

(設問A) 飯田さんが2017年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。2017年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～③はいずれも特約を付加していないものとし、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	終身保険	飯田さん	飯田さん	解約 返戻金	150万円	180万円 (年払い)	(注1)
②	終身保険	飯田さんの母	飯田さんの母	死亡 保険金	500万円	200万円 (年払い)	(注2)
③	終身保険	飯田さん	飯田さん	解約 返戻金	500万円	300万円 (一時払い)	(注3)

(注1) 加入してから4年2ヵ月後に解約した。

(注2) 飯田さんの母は2017年3月に死亡した。

(注3) 加入してから20年後に解約した。なお、当初は飯田さんの父が保険契約者(保険料負担者)であったが、加入してから10年後に保険契約者を飯田さんに変更した。また、飯田さんの父は存命である。

1. 0円
2. 10万円
3. 25万円
4. 60万円

## (問題7)

(設問B) 川久保さん(66歳・男性)の2017年分の収入は、下記<資料>のとおりである。川久保さんの2017年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出すること。また、他に雑所得はないものとする。

## &lt;資料&gt;

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：150万円  
 ② 個人型確定拠出年金の老齢給付金：30万円  
 川久保さん本人が掛金拠出者であり、年金支給開始当時は65歳だった。  
 (10年確定年金 掛金総額240万円)  
 ③ 個人年金保険：123万円(内訳：基本年金および増額年金120万円、配当3万円)  
 川久保さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳だった。  
 (10年保証期間付終身年金 既払込正味保険料総額980万円)

## &lt;公的年金等控除額の速算表(65歳以上)&gt;

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円

## &lt;余命年数表(抜粋)&gt;

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 85.0万円
2. 107.4万円
3. 131.4万円
4. 168.9万円



(問題8)

(設問C) 別所さんが2017年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。別所さんの2017年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	加入時期	保険料 払込方法	年間保険料	備考
①	定期保険特約付 終身保険	2002年	月払い	124,000円	(注1)
②	個人年金保険	2002年	月払い	60,000円	(注2)
③	ガン保険	2013年	月払い	24,000円	(注3)

(注1) 2017年11月1日に特約部分が更新された。更新前後の保険料は以下のとおり。

	更新前 (1月～10月)	更新後 (11月・12月)
終身保険部分	40,000円	8,000円
定期保険特約部分	30,000円	16,000円
医療関係特約部分	20,000円	10,000円

(注2) 個人年金保険料税制適格特約付個人年金保険である。

(注3) 損害保険会社の商品である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超	40,000円

1. 114,500円
2. 116,500円
3. 117,000円
4. 119,000円

## (問題9)

(設問D) 浅見恵子さん(以下「恵子さん」という)が①2017年中に支払った医療費等、②2017年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。恵子さんの2017年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、恵子さんの2017年分の総所得金額は150万円、恵子さんの夫の2017年分の総所得金額は500万円である。

## &lt;資料&gt;

## ① 2017年中に支払った医療費等

	治療等を受けた者	内容	支払金額
(1)	恵子さん本人	入院・手術・通院等の治療費	500,000円
(2)	恵子さん本人	入院・通院のために利用した公共交通機関の交通費	20,000円
(3)	恵子さん本人	インフルエンザの予防接種費用	4,000円
(4)	恵子さんの夫	通院の治療費	80,000円
(5)	恵子さんの夫	薬局で購入した風邪薬代	10,000円

(注) 恵子さんの夫は、恵子さんと同居し、生計を一にしている。

## ② 2017年中に受け取った給付金等

(ア) 高額療養費：250,000円(上記①の(1)恵子さん本人の治療費に係るもの)

(イ) 生命保険からの入院・手術給付金：150,000円(上記①の(1)恵子さん本人の治療費に係るもの)

1. 4.5万円
2. 11.0万円
3. 13.5万円
4. 13.9万円

(問題10)

(設問E) 生命保険契約に係る調書については、税務署が契約者変更による財産移転の事実を適切に把握し、適切な課税を実施することを目的とする改正が行われた。2018年1月1日から適用開始となった生命保険契約に係る調書の改正に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>(TA生命保険株式会社が所轄税務署と保険契約者宛に発行している支払調書のうち、保険契約者宛のもの)を参照すること。

<資料>

お知らせ		TA生命保険株式会社												
先般お申出いただきました諸支払金の内容につきまして、以下の通りご案内いたします。														
証券記号番号 123-45678	保険契約者 天野 洋平 様	保険事故等 解約												
保険金等受取人 天野 洋平 様	被保険者 天野 洋平 様	発生日 2018年5月5日	支払日 2018年5月5日											
<p>&lt;支払内容&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>a 保険金額等 12,000,000円</td> <td>b 増加又は割増保険金額等 0円</td> <td>c 未払利益配当金等 0円</td> <td>d 貸付金額・同未収利息 0円</td> </tr> <tr> <td>e 未払込保険料等 0円</td> <td>f 前納保険料等払戻金 0円</td> <td>g 差引支払額等 12,000,000円</td> <td>h 既払込保険料等 10,000,000円</td> </tr> </table> <p>上記「支払内容」には、「その他払戻金精算すえ置き金等」の金額は含まれておりません。つきましては、解約時にすえ置き金等の精算があった場合は、実際の受け取り金額と相違しております。2018年1月以降にご契約者を変更された場合は、支払調書に契約者変更情報を掲載します(契約転換制度により加入されたご契約のうち、複数のご契約を被転換契約とする場合を除く)。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約者変更回数 1回</td> <td>変更前保険契約者 天野 美千代 様</td> <td>変更後保険契約者の既払込保険料 100,000円</td> </tr> </table>				a 保険金額等 12,000,000円	b 増加又は割増保険金額等 0円	c 未払利益配当金等 0円	d 貸付金額・同未収利息 0円	e 未払込保険料等 0円	f 前納保険料等払戻金 0円	g 差引支払額等 12,000,000円	h 既払込保険料等 10,000,000円	契約者変更回数 1回	変更前保険契約者 天野 美千代 様	変更後保険契約者の既払込保険料 100,000円
a 保険金額等 12,000,000円	b 増加又は割増保険金額等 0円	c 未払利益配当金等 0円	d 貸付金額・同未収利息 0円											
e 未払込保険料等 0円	f 前納保険料等払戻金 0円	g 差引支払額等 12,000,000円	h 既払込保険料等 10,000,000円											
契約者変更回数 1回	変更前保険契約者 天野 美千代 様	変更後保険契約者の既払込保険料 100,000円												

- 2018年1月1日以降に契約者変更の手続きがあった契約について、2018年1月1日以降に提出される生命保険契約等の調書には、2017年12月31日以前に行った契約者変更も含めて、変更前保険契約者の氏名、変更後保険契約者が払い込んだ保険料の額、契約者変更の回数が記載される。
- 上記<資料>の契約の場合、2018年1月以降の契約者変更は1回のみである。
- 上記<資料>の契約の場合、2018年1月以降に天野洋平さんが負担した保険料は100,000円である。
- 受け取った解約返戻金のうち、天野美千代さんが負担した保険料に係る部分は贈与税の対象になる。

## (問題 1 1)

(設問 F) 井川さんは、長年営んできた個人事業を法人組織（法人名は株式会社 T Z 社、以下「T Z 社」という）とし、併せて現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおり T Z 社名義に変更する予定である。名義変更時には、個人から法人が契約の権利を買い取る方法と、個人から法人が契約の権利を無償で譲り受ける方法がある。名義変更時の T Z 社の経理処理として、最も適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

保険種類：定期保険特約付終身保険（特約保険期間 20 年）

契約形態：保険契約者・死亡保険金受取人＝T Z 社、被保険者＝役員（井川さん）

[名義変更時]

- ① 既払込保険料：420 万円（内訳：主契約 180 万円、定期保険特約 240 万円）
- ② 解約返戻金：290 万円（次の③の金額を含まない）
- ③ 配当金・積立配当金等精算額：15 万円

## 1. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	180 万円	現金・預金	195 万円
配当金積立金	15 万円		

## 2. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	290 万円	現金・預金	305 万円
配当金積立金	15 万円		

## 3. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	420 万円	雑収入	435 万円
配当金積立金	15 万円		

## 4. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	180 万円	配当金積立金	15 万円
定期保険料	240 万円	雑収入	405 万円

問3

近藤秀樹さん（以下「秀樹さん」という）は、自身の定年が近づいてきたことから、老後の生活設計について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]				
氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
近藤 秀樹	本人	58歳	1960年 4月10日	会社員
近藤 真由美	妻	57歳	1960年10月20日	パートタイマー
近藤 健太	長男	28歳	1990年 5月 6日	会社員
近藤 翔太	二男	25歳	1992年12月22日	会社員

[状況等]

- ・ 秀樹さんは、22歳で就職し、現在まで継続して厚生年金保険に加入している。
- ・ 秀樹さんは、真由美さんと2人で都内のマンションに居住している。
- ・ 真由美さんは、大学卒業後、秀樹さんと結婚し、秀樹さんの健康保険の被扶養者となっている。
- ・ 健太さんおよび翔太さんはともに社会人で、別居しており、秀樹さんと別生計である。
- ・ 秀樹さんの勤務先には継続雇用制度があり、60歳以降も厚生年金保険に加入して働くことができる。
- ・ 秀樹さんの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は64歳である。

(問題12)

(設問A) 秀樹さんは、老後の医療費用に備える保険についてCFP®認定者に相談をした。民間の生命保険会社を取り扱う一般的な医療保険等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 医療保険では、1回の入院における給付日数に限度がある場合、前回の入院と同じ疾病が原因で再入院しても、退院日の翌日から再入院の開始日までの日数が180日を超えていれば別の入院とみなされる。
2. 医療保険では、日帰り入院を給付対象としている場合、午前中に病気が原因で緊急入院したが、体調が改善したため、その日の夕方に退院したときに、所定の入院給付金を受け取ることができる。
3. 先進医療特約では、契約時点で先進医療に該当する治療でも、その後に医療技術が見直され、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金は支払われない。
4. ガン保険では、保険会社の定める免責期間（待ち期間）にガンと診断されても給付の対象とはならないが、契約を継続することはできる。

## (問題 13)

(設問B) 秀樹さんは60歳の定年退職が近くなったため、60歳以降の社会保険についてCFP®認定者に相談した。秀樹さんの60歳以降の社会保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、以下、厚生年金保険を「厚生年金」という。

1. 秀樹さんが現時点（58歳時点）で障害等級2級の障害厚生年金の受給権を得て60歳で退職し、再就職しない場合、報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢に達した時に、報酬比例部分の老齢厚生年金に併せて定額部分の老齢厚生年金の受給も請求することができる。
2. 秀樹さんが64歳まで厚生年金に加入して働き、退職して雇用保険の基本手当を受給する場合、基本手当を受給する月の報酬比例部分の老齢厚生年金は全額支給停止される。
3. 秀樹さんが現時点（58歳時点）で死亡した場合、真由美さんは現時点で遺族厚生年金と中高齢寡婦加算を受け取ることができる。
4. 秀樹さんが65歳以降も厚生年金に加入して働き在職老齢年金を受け取る場合、秀樹さんに係る介護保険料は給与から控除される。

(問題 1 4)

(設問C) 秀樹さんは、S Z 生命保険会社の保険募集人から下記<資料>の個人年金保険への加入を勧められている。下記<資料>の個人年金保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

**【生存保障重視型年金】**

○商品の仕組み (イメージ図)

死亡時の保障を行わず、解約返戻金を低く設定することで、お受取りいただく年金原資を大きくしています。

5 年保証期間付終身年金

- ・ 一生涯、年金を受取れます。
- ・ 5 年分の年金は最低保証されます。

保証期間 (5 年間)

7 0 歳 年金開始

年金開始時の状況にあわせ、年金種類や受取方法を変更できます。

1 0 年確定年金

- ・ 1 0 年間、確実に年金を受取ることができます。
- ・ 年金受取期間中に死亡された場合、将来の年金の現価に相当する金額を年金または一時金として受取れます。

一括受取

- ・ 年金を一括で受取ることができます。

[ご契約例]

- ・ ご契約時に選択していただく年金の種類：5 年保証期間付終身年金
- ・ 月払保険料 (口座振替扱)：男性 5 0, 7 0 0 円

○必ずお読みください

1. 生存保障重視型年金は、死亡保障を行わないため、年金開始日前に被保険者が死亡されたときは、解約返戻金と同額の死亡払戻金しか支払われません。
2. 解約返戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としているため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
3. 解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更する取扱いはありません。
4. 5年保証期間付終身年金の場合、年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

1. <資料>の [ご契約例] のとおり加入した場合、年金開始時に5年保証期間付終身年金から10年確定年金に変更することはできるが、年金を一括で受け取ることはできない。
2. 保険料払込期間中に解約した場合は、それまでに払い込んだ保険料の合計額と同じ額の解約返戻金を受け取ることができる。
3. 保険料払込期間中に死亡した場合は、それまでに払い込んだ保険料の合計額を上回る死亡払戻金を受け取ることができる。
4. <資料>の [ご契約例] のとおり加入し年金を5年保証期間付終身年金で受け取る場合、秀樹さんの87歳時点における年金受取合計額は払い込んだ保険料の合計額を下回る。





問4

柴田史也さん（以下「史也さん」という）は、結婚して子どもが生まれたことから、今後の生活設計についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]				
氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
柴田 史也	本人	35歳	1982年9月 5日	会社員
柴田 綾子	妻	32歳	1986年4月20日	会社員（育児休業中）
柴田 ひなた	長女	1歳	2017年3月15日	

[状況等]

- ・ 史也さんは22歳で就職し、現在まで継続して同じ会社で勤務をしている。
- ・ 綾子さんは22歳で就職し、30歳で史也さんと結婚した後も勤務を続けていたが、長女のひなたさんの出産を機に産前産後休業を取得し、現在は育児休業中である。

(問題15)

(設問A) CFP<sup>®</sup>認定者は、史也さんに万一のことがあったときに、残される綾子さんとひなたさんのために必要となる死亡保障の一般的な考え方について説明した。次の説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 世帯主が死亡したときに必要となる死亡保障は、遺族の生活費や別途必要となる資金の総額から収入見込額を差し引いて計算する。
- ・ 遺族の生活費は、末子独立までの遺族の生活費を「現在の年間生活費×（ア）×（末子の独立時年齢－末子の現在年齢）」で計算し、末子独立後の配偶者の生活費を「現在の年間生活費×50%×（末子の独立時の配偶者の平均余命）」で計算する。
- ・ 生活費以外に必要な資金には、子どもの教育資金や結婚資金、団体信用生命保険付住宅ローンの（イ）住居費用、葬儀費用、相続費用、予備費など、生活費以外でまとまって必要になる資金がある。
- ・ 収入見込額には、遺族年金などの社会保障、死亡退職金・弔慰金などの企業保障、預貯金・有価証券などの自己資産、すでに加入している世帯主の生命保険金、配偶者の勤労収入、（ウ）などのその他の収入見込額がある。

1. (ア) 70% (イ) 返済額以外の (ウ) 子どもの学資金を準備する保険
2. (ア) 70% (イ) 返済額を含めた (ウ) 配偶者の死亡保障を準備する保険
3. (ア) 90% (イ) 返済額以外の (ウ) 配偶者の死亡保障を準備する保険
4. (ア) 90% (イ) 返済額を含めた (ウ) 子どもの学資金を準備する保険

## (問題 16)

(設問B) 史也さんは綾子さんを被保険者とした以下の保険に加入している。この保険の年金受取開始前の名義変更に係る税務上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

## &lt;契約内容&gt;

保険種類：無配当個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	史也さん	綾子さん
被保険者	綾子さん	綾子さん
死亡給付金受取人	史也さん	ひなたさん
年金受取人	史也さん	綾子さん

年金受取開始年齢：65歳

保険料払込期間：65歳払込満了

年金年額・受取期間：60万円・10年間

名義変更までに史也さんが支払った正味払込保険料合計額：150万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：145万円

年金受取開始までの総払込保険料：520万円

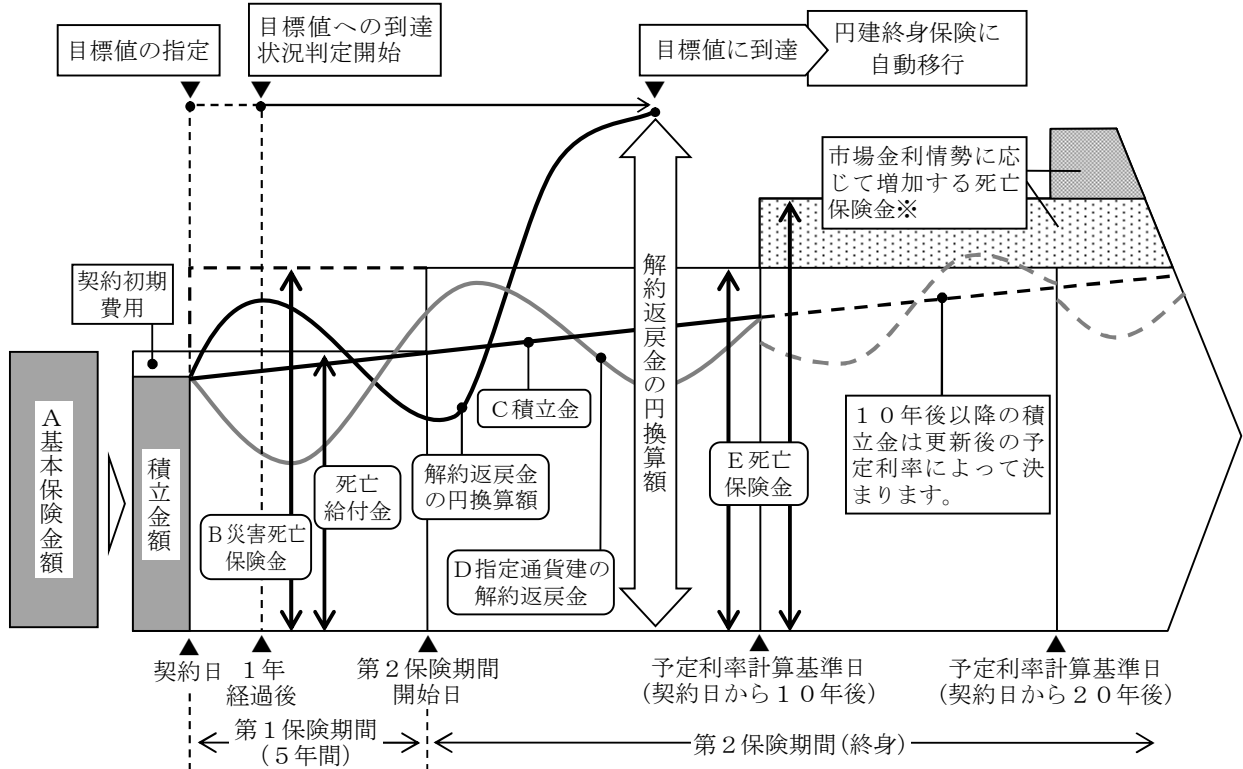
1. 史也さんが生存中に名義変更をして、年金受取開始前に綾子さんが死亡した場合、ひなたさんが受け取る死亡給付金は、全額が相続税の課税対象となる。
2. 史也さんの死亡により名義変更をした場合、綾子さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利は150万円で評価され、相続税の課税対象となる。
3. 史也さんの死亡により名義変更をした場合、綾子さんが65歳から受け取る年金のうち名義変更までに史也さんが支払った正味払込保険料合計額に対応する年金の受給権は、贈与税の課税対象となる。
4. 名義変更後に綾子さんが支払う保険料は、個人年金保険料税制適格特約を付加することで個人年金保険料控除の対象とすることができる。

(問題 17)

(設問C) 史也さんは、R A生命保険会社が販売している下記<資料>の外貨建終身保険に加入することを検討している。下記<資料>の外貨建終身保険の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

【5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）】



※予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率（0.5%）を上回った場合に増加する保険金額

お支払いする死亡保険金額	第1保険期間		第2保険期間
	災害で死亡されたとき	災害以外で死亡されたとき	
	BまたはDのいずれか大きい金額	A、CまたはDのいずれか大きい金額	EまたはDのいずれか大きい金額

<商品の特徴>

ポイント1：契約日から5年後に保障が増加する外貨建の終身保険です

- ・ 指定通貨は「米ドル」または「豪ドル」から選択できます。  
(円入金特約を付加して円でお払い込みいただいた場合、保険料が指定口座へ着金した日の為替レートで指定通貨に換算されます)
- ・ 第1保険期間（契約日から5年間）の死亡給付金を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金は大きく増加します。
- ・ 契約日から10年ごとの予定利率更新により、死亡保険金のさらなる増加が期待できます。

(注) 最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金額は増加しません。

ポイント2：積立金は指定通貨建で着実に増加します

- ・ 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。
- ・ 積立金算出の基準となる予定利率は、契約日から10年間保証され、その後は10年ごとに更新されます。

(注) ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、積立金は一定期間基本保険金額を下回ります。

一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

ポイント3：運用成果を円建で自動的に確保できます

- ・ あらかじめ目標値を指定しておくことで、契約日から1年経過後以降、当社が目標値への到達状況を毎営業日判定します。
- ・ 解約返戻金の円換算額の割合が目標値に到達している場合、自動的に円建の終身保険に移行します。

(注) 目標値の水準や、加入後の為替レートの変動および市場金利の情勢によっては、保険期間を通じて目標値に到達しないことがあります。

#### <円建終身保険移行特則について>

円換算の運用成果があらかじめ指定した目標値に到達したら、自動的に利益を確保することができるしくみです。

##### ① 目標値 (%) を指定

- ・ ご契約時に「目標値」(判定基準金額に対する解約返戻金の円換算額の割合)を指定していただきます。

##### ② 目標値への到達状況を毎営業日判定

- ・ 契約日から1年後の契約応当日以後、解約返戻金の円換算額(配当金がある場合それを除く)の割合が目標値に到達しているかどうかを、当社が毎営業日判定します。

##### ③ 目標値以上となった場合、自動的に円建終身保険に移行

- ・ 目標値への到達日における解約返戻金の円換算額(配当金がある場合それを含む)を移行時基本保険金額とし、到達日の翌日に円建終身保険に自動移行します。
- ・ 移行後の死亡保険金・解約返戻金は、積立金と同額となります(災害死亡保険金はありません)。

※移行後の予定利率は移行時の円建終身保険用の予定利率が適用されます。その後の予定利率の更新はありません。

※移行後の解約返戻金には市場価格調整は適用されません。

##### ④ 円建終身保険に移行した旨を契約者にご連絡

- ・ 当社からの連絡を受け取られたら、円建終身保険のまま継続いただくか、解約されるかをご選択ください。

(注) 円建終身保険への移行後に、再度外貨建終身保険に戻すことはできません。

円建終身保険移行後の死亡保険金額(円建)は移行前の死亡保険金額(指定通貨建)の円換算額を下回ることがあります。

#### <この商品にかかる費用について>

##### ○一時払保険料を円で払い込む時(円を指定通貨に交換)

- ・ 円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料は契約者のご負担となります。

##### ○契約時および保険期間中

- ・ 契約初期費用：ご契約の締結に必要な費用をご契約時に控除します。
- ・ 保険契約関係費：ご契約の維持・管理等に必要な費用、予定利率を最低保証するための費用および死亡保険金等にかかる費用を積立金から毎年控除します。

※この商品では解約時に控除される費用はありません。

○死亡保険金、解約返戻金等を円で受け取る時（指定通貨を円に交換）

- ・ 円支払特約を適用して、死亡保険金や解約返戻金等を円で受け取る場合に適用する所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料は契約者のご負担となります。

<この商品にかかるリスクについて>

この商品には、主に以下のリスク（損失が生じるおそれ）があります。

種類	対象となるリスク
死亡保険金（災害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金）	為替リスク
解約返戻金（解約・減額時の返戻金）	為替リスク・金利変動リスク

○為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、損失が生じることがあります。

○金利変動リスク（市場価格調整）

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期（償還）を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では行いません。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じることがあります。

1. 第1保険期間中に災害以外で死亡した場合は、基本保険金額が最低保証されている。
2. あらかじめ目標値を指定しておくことで、解約返戻金の円換算額の割合が目標値に到達している場合は、自動的に為替リスクがない円建終身保険に移行する。
3. 一時払保険料を円で支払う場合や、死亡保険金・解約返戻金等を円で受け取る場合は、所定の為替レートが適用され、別途為替手数料を支払わなければならない。
4. 予定利率は最低保証があるが、指定通貨建の解約返戻金は積立金に市場価格調整を適用して算出するため、市場金利の情勢によっては指定通貨建の解約返戻金が基本保険金額を下回ることもある。



## 問5

中井さん夫妻は、現在QW社の生命保険に加入していますが、QM社の生命保険募集人よりQM社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しており、免責事項に該当する事由もないものとします。

## [家族構成]

夫 : 中井 敦司 (40歳 会社員)  
妻 : 彩乃 (38歳 専業主婦)  
長男 : 健一 (10歳 小学生)  
二男 : 弘和 (7歳 小学生)

## [現在加入しているQW社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照

## [提案を受けているQM社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>、保険提案書<資料3>および保険提案書<資料4>参照

<資料1> QW社

保険種類 定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ○○○-△△△△	
保険契約者	中井 敦司 様	ご印鑑  	契約日：2008年8月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	中井 敦司 様 契約年齢 30歳 男性 1978年4月8日生		
死亡保険金受取人	中井 彩乃 様 (妻)		
<b>■ご契約内容</b>			
主契約の内容	保険期間	保険金額	
終身保険	終身	保険金額 100万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。	
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額	
定期保険特約	10年	保険金額 1,900万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。	
収入保障特約 (10年確定年金型)	10年	年額 100万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき収入保障年金を支払います。	
3大疾病保障定期 保険特約	10年	保険金額 200万円 ◇所定の3大疾病(ガン(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中)になったとき、3大疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。	
災害割増特約	10年	保険金額 1,000万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。	
傷害特約	10年	保険金額・給付金額 1,000万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。	
入院医療特約 (本人・妻型)	10年	日額 10,000円 ◇病気またはケガで5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から入院給付金を支払います。 ◇病気またはケガで所定の手術を受けたとき、手術給付金(入院給付金日額の10倍・20倍・40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。	
成人病入院特約 (本人・妻型)	10年	日額 10,000円 ◇所定の成人病で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から成人病入院給付金を支払います。 ◇所定の成人病で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて成人病手術給付金(成人病入院給付金日額の10倍・20倍・40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の成人病入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。	
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金支払いの対象となりません。	
裏書事項		裏書承認印	裏書年月日
保険証券記号番号 ○○○-△△△△ 傷害特約(10年) 1,000万円 解約		承認 QW生命	2010年12月1日



<資料2>QM社

**ご提案書**

保険種類：米国ドル建終身保険<無配当>

(ご契約者) 中井 敦司 様  
 (被保険者) 中井 敦司 様  
 (年齢・性別) 40歳・男性

予定契約日：2018年8月1日  
 払込保険料合計：××,×××USドル  
 払方：月払い、口座振替

◇ご提案内容

ご契約内容	主なお支払い事由など	保険期間	保険金額 給付金額
米国ドル建終身保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆死亡・高度障害のとき保険金をお支払いします。</li> <li>◆保険金はUSドルでお支払いします。</li> </ul>	終身	保険金額 100,000 USドル
円換算払込特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第1回目保険料の払込みは、払込む日の前日の会社所定の換算レート※により円に換算します。</li> <li>◆第2回目以降の保険料の払込みは、払込む日の属する月の前月末日の会社所定の換算レート※により円に換算します。</li> </ul>	—	
円換算支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆死亡・高度障害保険金の支払いは、請求に必要な書類が会社に到着した日の前日の会社所定の換算レート※により円に換算します。</li> <li>◆解約および減額による解約返戻金の支払いは、請求に必要な書類が会社に到着した日の前日の会社所定の換算レート※により円に換算します。</li> <li>◆次項のリビング・ニーズ特約による生前給付の支払いは、請求に必要な書類が会社に到着した日の前日の会社所定の換算レート※により円に換算します。</li> </ul>	—	
リビング・ニーズ特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。</li> </ul>	—	

※会社所定の換算レートは、QA銀行の対顧客電信仲値(TTM)に対して、円換算払込特約の場合、プラス0.5円、円換算支払特約の場合、マイナス0.5円となります。

<資料3> QM社

**ご提案書**

保険種類：家族収入保険・総合医療保険・  
がん診断保険

(ご契約者) 中井 敦司 様  
(被保険者) 中井 敦司 様  
(年齢・性別) 40歳・男性

予定契約日：2018年8月1日  
 払込保険料合計：××,×××円  
 払方：月払い、口座振替

▲ 40歳契約 ▲ 65歳払込満了

◇ご提案内容

ご契約内容	主なお支払い事由など	保険期間	保険金額 給付金額
家族収入保険 (高度障害療養加算型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆死亡のとき保険金(年額)をお支払いします。</li> <li>◆所定の高度障害状態のとき保険金(年額)の1.5倍をお支払いします。</li> </ul>	65歳	年額360万円× 65歳まで(最低 保証期間5年)
総合医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入院のとき1日目から入院給付金日額をお支払いします。</li> <li>◆1入院につき60日間、通算1,095日間が支払限度になります。</li> <li>◆入院中に所定の手術をした場合、入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いします。</li> <li>◆外来で所定の手術をした場合、入院給付金日額の5倍の手術給付金をお支払いします。</li> <li>◆がん・脳疾患・心臓疾患に対する所定の手術をした場合、入院中もしくは外来中の手術に対する手術給付金に加えて、入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いします。</li> </ul>	終身	日額10,000円
がん診断保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆がん給付の責任開始期以後、所定のがんに罹患したと診断確定されたときにごん診断保険金をお支払いします。</li> <li>◆がん給付の責任開始期以後、所定の上皮内がん等に罹患したと診断確定されたときにごん診断保険金をお支払いします。</li> </ul>	終身	300万円 ※上皮内がん支払 割合は10%

<資料4> QM社

**ご提案書**  
保険種類：医療保険（終身）

(ご契約者) 中井 彩乃 様  
(被保険者) 中井 彩乃 様  
(年齢・性別) 38歳・女性

予定契約日：2018年8月1日  
払込保険料合計：×,×××円  
払方：月払い、口座振替

女性疾病入院特約

3大疾病保障特約

主契約：医療保険

▲  
38歳契約

▲  
60歳払込満了

◇ご提案内容

ご契約内容	主なお支払い事由など	保険期間	給付金額
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入院のとき1日目から入院給付金日額をお支払いします。</li> <li>◆1入院につき60日間、通算1,095日間が支払限度になります。</li> <li>◆入院中に所定の手術をした場合、入院給付金日額の10倍、20倍、40倍の手術給付金をお支払いします。</li> <li>◆外来で所定の手術をした場合、入院給付金日額の5倍の手術給付金をお支払いします。</li> </ul>	終身	日額10,000円
3大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆死亡のとき給付金をお支払いします。</li> <li>◆所定の高度障害状態のとき給付金をお支払いします。</li> <li>◆3大疾病（がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中）により所定の条件に該当したときに3大疾病給付金をお支払いします。</li> <li>◆給付金をお支払いした時点で、特約は消滅します。</li> </ul>	終身	300万円
女性疾病入院特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆所定の女性疾病で入院のとき1日目から女性入院給付金をお支払いします。</li> <li>◆1入院につき60日間、通算1,095日間が支払限度になります。</li> <li>◆所定の女性疾病で所定の手術をした場合、女性入院給付金の10倍、20倍、40倍の女性手術給付金をお支払いします。</li> </ul>	終身	日額10,000円

## (問題18)

(設問A) CFP®認定者は、敦司さんが病気で死亡した場合の保障内容について説明した。2020年6月に敦司さんが膵臓ガンにより10日間継続して入院し、その間に手術を受けたが死亡した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<条件>に基づくこと。

## &lt;条件&gt;

- ・ QM社の米国ドル建終身保険については円換算の特約を付加しているものとし、QA銀行の対顧客電信仲値は111.5円とする。
- ・ 年金形式で受け取る保険金は、年額を一時金へ換算した保険金額で比較するものとし、その際の年金現価率はQW社においては9.1932、QM社においては19.1411とする。
- ・ QW社においては、所定の成人病、所定の手術（手術給付金・成人病手術給付金の給付倍率は40倍）に該当するものとする。
- ・ QM社においては、所定のガンに罹患したと診断確定されたとき、所定の手術、ガンに対する所定の手術に該当するものとする。

1. QW社よりQM社の方が、48,394,760円多い。
2. QW社よりQM社の方が、51,394,760円多い。
3. QW社よりQM社の方が、51,444,760円多い。
4. QW社よりQM社の方が、51,494,760円多い。

(問題 19)

(設問B) CFP®認定者は、敦司さんが不慮の事故により高度障害状態になった場合の保障内容について説明した。2020年6月に敦司さんが交通事故により7日間継続して入院し、その間に手術を受けたが高度障害状態になった場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<条件>に基づくこと。

<条件>

- ・ QM社の米国ドル建終身保険については円換算の特約を付加しているものとし、QA銀行の対顧客電信仲値は111.5円とする。
- ・ 年金形式で受け取る保険金は、年額を一時金へ換算した保険金額で比較するものとし、その際の年金現価率はQW社においては9.1932、QM社においては19.1411とする。
- ・ QW社においては、不慮の事故で所定の高度障害状態のとき、所定の手術（手術給付金の給付倍率は10倍）に該当するものとする。
- ・ QM社においては、所定の高度障害状態のとき、所定の手術に該当するものとする。

1. QW社よりQM社の方が、38,954,760円多い。
2. QW社よりQM社の方が、63,408,740円多い。
3. QW社よりQM社の方が、73,408,740円多い。
4. QW社よりQM社の方が、73,508,740円多い。

(問題 20)

(設問C) CFP®認定者は、彩乃さんが病気で入院した場合の保障内容について説明した。2020年6月に彩乃さんが乳ガンにより14日間継続して入院し、その間に手術を受けた場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<条件>に基づくこと。

<条件>

- ・ QW社においては、所定の成人病、所定の手術（手術給付金・成人病手術給付金の給付倍率は40倍）に該当するものとする。
- ・ QM社においては、3大疾病により所定の条件に該当したとき、所定の女性疾病、所定の手術（手術給付金・女性手術給付金の給付倍率は40倍）に該当するものとする。

1. QW社よりQM社の方が、480,000円多い。
2. QW社よりQM社の方が、3,080,000円多い。
3. QW社よりQM社の方が、3,480,000円多い。
4. QW社よりQM社の方が、3,780,000円多い。

## (問題 2 1)

(設問D) CFP<sup>®</sup>認定者は、敦司さんの余命が6ヵ月以内と判断された場合の保障内容について説明した。2020年6月に敦司さんの余命が6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求時において指定できる最大金額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<条件>に基づくこと。

## &lt;条件&gt;

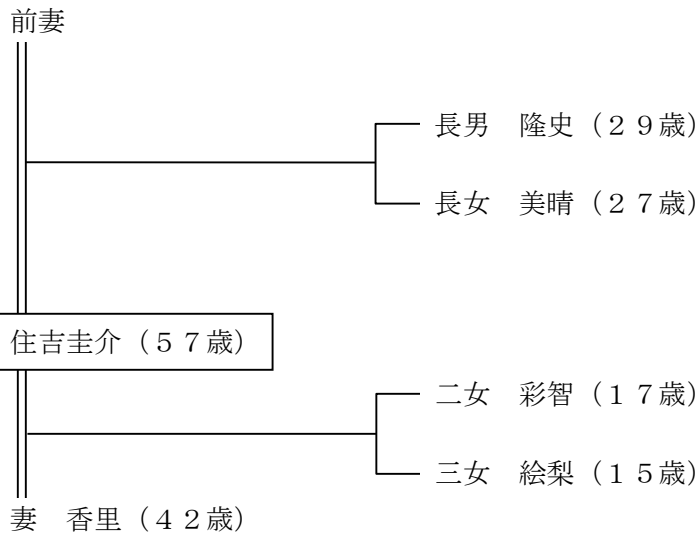
- ・ 年金形式で受け取る保険金は将来の生活保障として残しておきたいため、リビング・ニーズ特約の請求はしないものとする。
- ・ QM社の米国ドル建終身保険については円換算の特約を付加しているものとし、QA銀行の対顧客電信仲値は111.5円とする。
- ・ 指定保険金額に対する6ヵ月間分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

1. QW社よりQM社の方が、8,000,000円多い。
2. QW社よりQM社の方が、8,900,000円少ない。
3. QW社よりQM社の方が、10,900,000円少ない。
4. QW社よりQM社の方が、11,000,000円少ない。

問6

東京都内で非上場の株式会社PH社（以下「PH社」という）を経営する住吉圭介さん（以下「圭介さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 長男の隆史さんはPH社の営業部で働いており、圭介さんの後継者である。

[圭介さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険を除く）]

ビル（土地・建物）：10,000万円

※PH社に賃貸しており、土地は小規模宅地等の特例適用後の評価額

PH社自社株：25,000万円

預貯金：15,000万円

その他の財産：9,000万円

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	住吉圭介	住吉圭介	香里	2,000万円
②			隆史	4,000万円
③			美晴	2,000万円
④			彩智	1,000万円
⑤			絵梨	1,000万円
⑥	PH社	住吉圭介	PH社	5,000万円

**(問題 2 2)**

(設問A) 仮に、現時点で圭介さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金および死亡退職金のうち、香里さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、PH社は、役員退職慰労金規程に基づき、生命保険会社から支払われる契約⑥の生命保険金のうち、4,000万円を死亡退職金として香里さんに遅滞なく支払うものとし、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。また、非課税金額の計算過程で生じた万円未満の端数は切り捨てること。

1. 2,400万円
2. 3,000万円
3. 3,600万円
4. 4,200万円

**(問題 2 3)**

(設問B) 圭介さんは後継者である長男の隆史さんに会社に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、他の推定相続人が財産分割への不公平を感じないか心配しており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談したところ、生命保険契約を活用した代償分割による解決策を提案された。代償分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を圭介さん、死亡保険金の受取人を隆史さんとする必要があるが、保険契約者（保険料負担者）については圭介さんまたは隆史さんとする事ができる。
2. 代償交付金が贈与税の課税対象となることを避けるため、遺産分割協議書に代償金を交付する旨を明記しておくことが必要である。
3. 代償分割を実行する場合は、相続人間での合意があれば、現金以外の財産を交付することもできるが、交付した相続人に所得税および住民税が課されることがある。
4. 代償金の分割払いは回収が困難になるリスクがあるため、代償金を交付する相手の了解のほかに家庭裁判所の許可が必要である。



## (問題 2 4)

(設問 C) CFP<sup>®</sup>認定者は、圭介さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、香里さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）についても説明した。終身保険を活用した2次相続の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 保険契約者を圭介さん、被保険者を香里さん、死亡保険金受取人を彩智さんとする生命保険に加入し、香里さんが圭介さんよりも先に死亡した場合、死亡保険金は贈与税の課税対象となる。
2. 保険契約者を圭介さん、被保険者を香里さん、死亡保険金受取人を絵梨さんとする生命保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者を絵梨さんに変更した場合、2次相続発生時、死亡保険金のうち、圭介さんが支払った正味払込保険料に対応する部分については、贈与税の課税対象となる。
3. 保険契約者および死亡保険金受取人を圭介さん、被保険者を香里さんとする生命保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者と死亡保険金受取人をいずれも彩智さんに変更した場合、2次相続発生時、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となる。
4. 保険契約者および死亡保険金受取人を圭介さん、被保険者を香里さんとする生命保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者を香里さん、死亡保険金受取人を絵梨さんに変更した場合、2次相続発生時、死亡保険金は相続税の課税対象となる。

## (問題 2 5)

(設問 D) CFP<sup>®</sup>認定者は、終身保険を活用したいいくつかの相続対策について圭介さんに説明した。終身保険を活用した相続対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者（保険料負担者）＝被保険者＝特約保険金受取人とする。

1. 相続が発生した場合、預貯金の口座は凍結されて現金を引き出すことができなくなるが、死亡保険金は保険金受取人などが請求できるため、預貯金の相続手続きが完了するまでに必要な資金を確保することができる。
2. リビング・ニーズ特約の付加により、生前に所得税非課税で特約保険金を受け取ることができるが、特約保険金は死亡保険金の非課税金額の対象とはならない。
3. 死亡保険金は受取人固有の財産であるため、死亡保険金受取人は相続を放棄しても死亡保険金を受け取ることができる。
4. 相続税法上、法定相続人の数はその放棄がなかったものとして数えるため、相続を放棄した者が受け取った死亡保険金についても死亡保険金の非課税金額を活用することができる。



問7

株式会社MM社（以下「MM社」という）は、大型案件を継続的に受注し、ここ数年業績を順調に伸ばしています。倉田社長は、従業員の確保を図るため、現在の福利厚生制度（退職金制度等）についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種 : 電気設備工事業  
 設立 : 1989年4月1日  
 資本金 : 1,000万円  
 従業員数 : 50名  
 定年 : 60歳（65歳まで定年後再雇用制度あり）  
 福利厚生 : 退職金（一時金）制度、弔慰金・見舞金制度  
 中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

[倉田家の家族構成]

氏名	続柄	役職
倉田 雄一（54歳）	本人	代表取締役社長
倉田 由貴子（51歳）	配偶者	—
倉田 直樹（28歳）	長男	取締役

<資料1>

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2018年3月31日 (単位: 千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	60,000	<流動負債>	80,000
現金・預金	14,000	短期借入金	30,000
売掛金	21,000	買掛金	35,000
受取手形	13,000	支払手形	15,000
棚卸資産	12,000	<固定負債>	40,000
<固定資産>	75,000	長期借入金	40,000
有形固定資産	22,000	純資産の部	
設備・備品	22,000	<株主資本>	15,000
投資その他の資産	53,000	資本金	10,000
保証金	17,000	資本剰余金	2,000
保険料積立金	12,000	利益剰余金	3,000
前払保険料	23,000		
その他	1,000		
合計	135,000	合計	135,000

・ 損益計算書

自 2017年4月 1日  
 至 2018年3月31日 (単位: 千円)

科目	
売上高	750,000
売上原価	465,000
売上総利益	285,000
販売費・一般管理費	275,000
営業利益	10,000
営業外収益	1,000
営業外費用	5,500
経常利益	5,500
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	5,500
法人税等	2,000
当期純利益	3,500

## &lt;資料2&gt;

[MM社が現在加入している生命保険]

保険種類 : 無配当逡増定期保険  
 契約日 : 2015年12月20日  
 保険契約者 : MM社  
 被保険者 : 倉田 雄一 (契約年齢52歳)  
 保険金受取人 : MM社  
 保険期間 : 73歳満了  
 保険料払込期間 : 73歳払込満了 (全期払い)  
 保険金額 : 5,000万円  
 年払い保険料 : 360万円

[参考] 逡増定期保険の保険料の取扱い

	対象となる保険契約	前半6割の期間	備考
①	保険期間満了時の被保険者の年齢45歳超	1/2 損金算入 1/2 資産計上	②③に該当するものを除く
②	保険期間満了時の被保険者の年齢70歳超 かつ契約年齢+保険期間×2>95	1/3 損金算入 2/3 資産計上	③に該当するものを除く
③	保険期間満了時の被保険者の年齢80歳超 かつ契約年齢+保険期間×2>120	1/4 損金算入 3/4 資産計上	

※前半6割の期間に1年未満の端数がある場合は、切り捨てることとする。

## &lt;資料3&gt;

## [従業員退職金規程]

## 第1条 (適用範囲)

- この規程は、就業規則の規程に基づき社員の退職金について定めたものである。
- この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

## 第2条 (退職金の算定方法)

- 退職金は別表で定めるところにより、退職時における基本給の月額に社員各人の勤続年数に応じた退職金支給率を乗じて得た額とする。
- 前項の算定をするに当たって、その者の退職事由が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には退職金支給率 (別表①) を、第5号および第6号のいずれかに該当する場合には退職金支給率 (別表②) をそれぞれ適用する。
  - 定年
  - 事業の縮小など業務上の都合による解雇
  - 業務上の事由による傷病
  - 死亡
  - 自己都合
  - 業務外の事由による傷病
- 毎年3月末時点の年次評価においてS評価を得た場合は、その数に応じて、下記算式の退職慰労金を別途支払うものとする。

退職金に加えて支給する退職慰労金額 = S評価を得た年数 × 5万円

### 第3条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。これには試用期間を通算するが、就業規則に定める休職期間についてはこれを通算しない。
2. 計算上1ヵ月未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヵ月とし、月割計算を行う。

### 第4条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる社員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して定める。

### 第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数を生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

### 第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

### 第7条（支払いの時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

### 第8条（遺族の範囲および順位）

1. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、社員が本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち特定の者を指定したときには、会社は死亡退職金をその指定した者に対して支給する。このとき、社員はあらかじめ会社に届出を行い、事前に承認されることを要するものとする。

### 第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
  - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
  - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

### 第10条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

### 第11条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第2条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

### 第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

付則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

(別表①) 会社都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65

(別表②) 自己都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

## (問題26)

(設問A) 倉田社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。下記<前提条件>の下、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる額として、正しいものはどれか。

## &lt;前提条件&gt;

(1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。

① 流動負債は売掛金と受取手形の合計額で相殺するものとし、この差額

② 倉田社長は長男の直樹さんを後継者にしたいと考えており、長男の直樹さんのために連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金のうち半額は倉田社長が連帯保証人になっているため、この額

③ 倉田社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の半年分の額

(2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人所得の実効税率を35%とする。

(3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

1. 1億3,800万円
2. 1億7,400万円
3. 2億1,400万円
4. 3億1,400万円

## (問題 27)

(設問B) MM社は、現在加入している無配当逋増定期保険について、倉田社長が65歳のときに勇退する際に解約して解約返戻金3,500万円を受け取り、役員退職慰労金の原資の一部とする予定である。解約返戻金受取時のMM社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は13年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。

1.	借方	貸方
	現金・預金 3,500万円	前払保険料 1,680万円 雑収入 1,820万円
2.	借方	貸方
	現金・預金 3,500万円	前払保険料 1,920万円 雑収入 1,580万円
3.	借方	貸方
	現金・預金 3,500万円	前払保険料 1,980万円 雑収入 1,520万円
4.	借方	貸方
	現金・預金 3,500万円	前払保険料 2,160万円 雑収入 1,340万円

## (問題 28)

(設問C) MM社の従業員である長岡さんは、親の事業を継ぐために退職することを予定している。  
 <資料3>および下記<条件>に基づき計算した長岡さんの退職金(退職慰労金を含む)の額として、正しいものはどれか。

## &lt;条件&gt;

入社日等：正社員として2007年4月1日に入社

退職日：2019年3月31日

退職時における基本給の月額：336,000円

その他：S評価を得た年数は6年であり、特別功労加算はない。

退職金規程第3条に定める「休職期間」はなく、第9条に定める「不支給」、第10条に定める「社外業務に従事した場合の併給の調整」に該当する事由はないものとする。

1. 270万円
2. 300万円
3. 352万円
4. 382万円



**(問題 29)**

(設問D) 倉田社長は、現在の従業員の退職金制度の見直しについてCFP<sup>®</sup>認定者に相談した。退職金制度およびその財源に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 退職金の財源を確定給付企業年金のみで準備すると、従業員には退職金規程どおりの退職金が支払われるという安心感を与え、長期勤続へのインセンティブがあるが、会社は将来の給付を保証するため運用リスクを負うことになる。
2. 中小企業退職金共済は、従業員の退職金の財源確保手段として有効で、原則退職事由により給付額が異なる。
3. 退職金制度についてポイント制退職金制度を導入すると、毎年の従業員一人ひとりの貢献度を会社独自の尺度で反映でき、従業員の納得感が高まることが期待できるが、会社はポイント管理が煩雑になる。
4. 退職金の財源を企業型確定拠出年金のみで準備すれば、会社は会計上退職給付債務が発生しないというメリットがあるが、従業員は積立金を自分自身で運用しなくてはならず、運用実績次第で退職金額が拠出額を下回るリスクもある。

**(問題 30)**

(設問E) MM社が以下の福利厚生制度を採用した場合の従業員に対する所得税の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 遠方に住んでいる従業員が新幹線通勤を希望したので、会社が1ヵ月当たり12万円の新幹線普通車の通勤定期代を支給した場合、この通勤定期代は非課税となる。
2. 会社設立30周年記念で従業員全員を対象に2泊3日の台湾旅行を実施した場合、費用は課税されない。
3. 会社が勤続10年ごとに永年勤続の記念として、従業員に商品券5万円を支給した場合、社会通念上相当な金額であるので、費用は課税されない。
4. 深夜(22時から翌朝5時まで)の業務をする者に対して、夜食代として1食当たり300円を定額で支給した場合、福利厚生費となり、費用は課税されない。

## 問 8

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題3 1)

(設問A) 2016年5月に施行された改正保険業法の保険募集の基本的ルールに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「情報提供義務」では、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報および注意喚起すべき情報の提供が求められるが、ロードサービス等の主要な付帯サービスに係る情報は適用が除外される。
2. 法人が契約者（＝保険料負担者）で、従業員を被保険者とする傷害保険の場合、被保険者への「情報提供義務」は適用が除外される。
3. 「意向把握義務」では、顧客の意向の把握、意向に沿った商品の提案とその説明、意向と申込内容の合致の確認が求められる。
4. 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）は、自動車損害賠償保障法により加入を義務付けられているため、「意向把握義務」の適用が除外される。

## (問題3 2)

(設問B) 損害保険と法律知識に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては「失火の責任に関する法律」を「失火責任法」という。

1. 損害保険会社の扱う火災保険には、過失（重過失に該当しない）による失火により隣家を焼失させ、類焼先の加入する火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても隣家の修復費用の不足分を補償する特約がある。
2. 賃貸マンションの借主が、過失（重過失に該当しない）による失火により自室を焼失させた場合、失火責任法の適用により、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負わない。
3. 分譲マンションの自室からの過失（重過失に該当しない）による失火で隣接する戸室を焼失させた場合、失火責任法の適用により、隣接する戸室の所有者・居住者に対する法律上の損害賠償責任を負わない。
4. 過失（重過失に該当しない）により発生したガスボンベの爆発事故による損害には、失火責任法は適用されず、民法第709条に定める不法行為の責任を負うことになる。

問9

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題33)

(設問A) 会社員の川野さんは、横断歩道を歩行中に信号無視で直進してきた自動車にひかれて病院へ搬送されたが、事故日の翌日に死亡した。下記<条件>に基づき、<資料>の自賠責保険支払基準を用いて算出した川野さんの死亡による損害額として、正しいものはどれか。ただし、生涯を通じて【別表②】の全年齢平均給与額（平均月額）の年相当額を得られる蓋然性が認められるものとする。なお、解答に当たっては、万円未満を切り上げ万円単位とする。

<条件：川野さんについて>

性別・年齢	: 男性・38歳（死亡時）
年収（事故前1年間）	: 650万円（立証済み）
本人の生活費	: 立証困難
葬儀費用	: 実費60万円
川野さんの過失	: なし
遺族	: 妻と子ども1人の計2人（いずれも川野さんの被扶養者）

<資料>

<p>[自賠責保険支払基準（抜粋）]</p> <p>第1～第3 ー省略ー</p> <p>第4 死亡による損害</p> <p>死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。</p> <p>1. 葬儀費</p> <p>(1) 葬儀費は、60万円とする。</p> <p>(2) 立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円の範囲内で必要かつ妥当な実費とする。</p> <p>2. 逸失利益</p> <p>(1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数【別表①】を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額【別表②】の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。</p> <p>① 有職者</p> <p>事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額【別表③】の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。</p> <p>(a) 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者 事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。</p> <p>(b) 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者</p>
---

- a) 35歳未満の者  
全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。
- b) 35歳以上の者  
年齢別平均給与額の年相当額。

(c) 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）－省略－

②－省略－

③－省略－

(2)－省略－

(3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。

### 3. 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、350万円とする。

### 4. 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

第5～附則－省略－

#### 【別表①】就労可能年数とライフニッツ係数表

(1)－省略－

(2) 18歳以上の者に適用する表（抜粋）

年齢（歳）	就労可能年数（年）	係数
34	33	16.003
35	32	15.803
36	31	15.593
37	30	15.372
38	29	15.141
39	28	14.898
40	27	14.643

#### 【別表②】全年齢平均給与額（平均月額）

男子	415,400円	女子	275,100円
----	----------	----	----------

#### 【別表③】年齢別平均給与額（平均月額）（抜粋）

年齢（歳）	男子（円）	女子（円）
34	409,600	303,700
35	421,300	305,500
36	432,900	307,300
37	444,500	309,100
38	450,500	307,900
39	456,600	306,800
40	462,600	305,600

1. 6,581万円
2. 7,308万円
3. 7,458万円
4. 7,658万円

(問題34)

(設問B) 個人事業主の塩谷さんは、ゴルフ場でプレー中に、塩谷さんの打ったゴルフボールが誤って前の組でプレーをしていた宇野さんに当たり、負傷させてしまった。下記<条件>に基づき、ゴルファー保険から支払われる賠償責任保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[塩谷さんの契約内容]

保険契約者・被保険者：塩谷さん

保険種類：ゴルファー保険

傷害保険金額：1,000万円

賠償責任保険金額（支払限度額）：5,000万円（免責金額：1万円）

ゴルフ用品特約保険金額：20万円

ホールインワン特約保険金額：50万円

[事故状況および損害額]

加害者：塩谷さん

被害者：宇野さん（前の組のプレーヤー）

損害賠償額：120万円（ケガによる入院および通院の治療費・交通費など）

訴訟費用：25万円（弁護士相談料・裁判費用など）

※損害額は確定済みの金額で、事故に関連するその他の費用は発生していない。

※訴訟費用は保険会社の同意を得たものである。

<資料>

[賠償責任保険普通保険約款（個人用）]（抜粋）

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注2）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

（注1）身体の障害または財物の損壊を総称して、以下「事故」といいます。

（注2）以下「損害」といいます。

第2条 一省略一

第3条（損害の範囲および支払保険金）

（1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

## ② 損害防止費用

第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

## ③ 権利保全行使費用

第18条（1）の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

## ④ 緊急措置費用

事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

## ⑤ 協力費用

第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により、被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。

## ⑥ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

- (2) 当社が、本条（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額（注）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条（1）の①から④までの合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

（注）以下「支払限度額」といいます。

- (3) 当社が、本条（1）の⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条（1）の①の額が支払限度額を超える場合は、本条（1）の⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{本条（1）の⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{本条（1）の⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条（1）の①の額}}$$

以下一省略一

1. 119万円
2. 120万円
3. 144万円
4. 145万円

(問題35)

(設問C) 米田さんは、海外旅行のため下記の海外旅行保険を契約しているが、海外旅行中に所有する携行品に損害を受けた。海外旅行保険の携行品損害補償特約から米田さんに支払われる保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

[米田さんが契約している海外旅行保険の契約内容]

保険契約者＝被保険者：米田さん

傷害死亡保険金額：1,000万円

疾病死亡保険金額：1,000万円

傷害治療費用保険金額：1,500万円

疾病治療費用保険金額：1,500万円

賠償責任保険金額：1億円

携行品損害保険金額：30万円（免責金額：0円）

※保険証券には保険の目的から除外される物の記載はない。

※他の特約は付帯されていない。

<米田さんが損害を受けた携行品の損害額等>

	品目	損害内容	損害額
①	クレジットカード	盗難	不正使用被害 15万円
②	携行中の旅行かばん	かび、変色	修理費用 8万円
③	パスポート	置き忘れ	再取得費用 3万円
④	ビデオカメラ	屋外で誤って落とし破損	修理費用 12万円
⑤	現金	盗難	現地の通貨 10万円

※損害額はいずれも確定した金額である。

※修理による増加金額や残存物はない。

※他の保険会社との契約はない。

<資料1>

[海外旅行保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 補償条項

第1条 [保険金を支払う場合]

当社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第2条 [保険金を支払わない場合]

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

ー以下省略ー

## &lt;資料2&gt;

## 〔携行品損害補償特約（抜粋）〕

## 第1条〔この特約の適用条件〕

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

## 第2条〔保険の対象およびその範囲〕

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している身の回り品とします。
- (2) 本条(1)の身の回り品が居住施設内(注1)にある間は、保険の対象に含まれません。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、その他の有価証券(注2)、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 預金証書または貯金証書(注3)、クレジットカード、運転免許証(注4)その他これらに類する物(注5)
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
- ④ 船舶(注6)、自動車等およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウインドサーフィン、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
- ⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑩ その他保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物

(注1) 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

(注2) 乗車券等については、保険の対象に含まれます。

(注3) 通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注4) 自動車等の運転免許証については保険の対象に含まれます。

(注5) パスポートについては、保険の対象に含まれます。

(注6) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。

## 第3条〔保険金を支払う場合〕

当社は、被保険者が旅行行程中に発生した偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品損害保険金を支払います。

## 第4条〔保険金を支払わない場合〕

当社は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に発生した事故
  - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故



- ⑥ 上記④もしくは⑤の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
  - ⑦ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑧ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア. またはイ. のいずれかに該当する場合はこの規定を適用しません。  
ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合  
イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
  - ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
  - ⑩ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注6）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
  - ⑪ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（注7）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
  - ⑫ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。
  - ⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
  - ⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 携行品損害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注7) 落書きによる汚損を含みます。

第5条 [損害の額の決定]

- (1) 当社が携行品損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 本条（1）の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注1）}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

- (3) ～ (6) -省略-
- (7) 本条（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の対象がパスポートの場合には、次の①および②に掲げる費用を損害の額とします。ただし、1回の保険事故について5万円を限度とします。  
① パスポートの再取得費用  
保険事故の結果、パスポートの発給申請を行う場合には、再取得に要した次のア. からウ. までに掲げる費用

- ア. 保険事故の発生した地からパスポート発給地（注2）へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した再発給手数料および電信料
- ウ. パスポート発給地（注2）における被保険者の宿泊施設の客室料

② 渡航書の取得費用

保険事故の結果、パスポートの発給申請に替えて渡航書の発給申請を行う場合には、取得に要した次のア. からウ. までに掲げる費用

- ア. 保険事故の発生した地から渡航書発給地（注3）へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した発給手数料
- ウ. 渡航書発給地（注3）における被保険者の宿泊施設の客室料

(8) 本条（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車等の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害の額とします。

(9) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注1) 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注2) パスポートの発給申請を行う最寄りの在外公館所在地をいいます。

(注3) 渡航書の発給申請を行う最寄りの在外公館所在地をいいます。

第6条 [支払保険金の計算]

(1) 当社が支払う携行品損害保険金の額は、1回の保険事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{携行品損害保険金の支払額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

以下一省略一

1. 10万円
2. 12万円
3. 20万円
4. 25万円

## 問10

戸建て住宅（持ち家）に住んでいる井上さんが契約している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、他の特約は付帯しないものとします。

## [家族構成]

井上さん（52歳）：会社員  
妻（47歳）：専業主婦（井上さんと同居・同一生計）  
長男（24歳）：会社員（両親と別居・別生計、未婚）  
二男（20歳）：大学生（両親と同居・同一生計、未婚）

## [井上さんが契約している損害保険の内容]

## &lt;契約①&gt;

保険種類：住宅総合保険  
保険契約者＝被保険者：井上さん  
保険期間：2014年12月1日から25年間  
保険の対象：木造瓦葺2階建て専用住宅1棟  
保険金額：5,000万円  
保険料支払い方法：一時払い

## &lt;契約②&gt;

保険種類：住宅総合保険  
保険契約者＝被保険者：井上さん  
保険期間：2014年12月1日から5年間  
保険の対象：<契約①>の建物内収容家財一式  
保険金額：2,500万円  
保険料支払い方法：一時払い

## &lt;契約③&gt;

保険種類：積立普通傷害保険  
保険契約者＝被保険者：井上さん  
保険金額：死亡・後遺障害保険金額1,500万円  
入院保険金額（日額）6,000円  
通院保険金額（日額）3,000円  
保険期間：2017年12月1日から5年間  
満期返戻金：50万円  
保険料支払い方法：月払い

**(問題36)**

(設問A) 井上さんは、契約している住宅総合保険(契約①および契約②)に、2018年12月1日から地震保険を中途付帯したいと考えている。住宅総合保険と中途付帯予定の地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 竜巻により井上さんの住宅が全壊した場合、住宅総合保険の補償の対象となる。
2. 台風による大雨で川が氾濫して井上さんの住宅が床上浸水した場合、住宅総合保険の補償の対象となる。
3. 建物を保険の対象とした地震保険の保険期間は、1年または5年いずれかの自動継続にしなければならない。
4. 家財を保険の対象とした地震保険の保険金額は、750万円から1,250万円の範囲内で設定することができる。

**(問題37)**

(設問B) 井上さんが契約している積立普通傷害保険(契約③)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 井上さんが事故に遭い、後遺障害1級と認定され後遺障害保険金1,500万円が支払われた場合でも、満期時に満期返戻金等を受け取ることができる。
2. 井上さんが炎天下で草取りをしていて、熱中症になり入院した場合、保険金の支払い対象となる。
3. 井上さんが地震による津波で大ケガを負い入院した場合、保険金の支払い対象となる。
4. 井上さんが仕事でパソコンを毎日使用していて、けんしょう炎になり通院した場合、保険金の支払い対象とならない。

## 問 1 1

賃貸マンション1棟を所有し、不動産賃貸業を営んでいる池谷さん（個人事業主）は、下記＜資料＞に記載されている損害保険契約を損害保険会社と締結しています。賃貸マンションの居室はすべて賃借人に貸し出しており、池谷さんとその家族は当該マンションには居住していません。賃貸マンションに係る損害保険に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## ＜資料＞

## [契約①]

保険種類                               : 火災保険  
 保険契約者＝保険料負担者       : 池谷さん  
 保険の対象                            : 池谷さんの所有する賃貸マンション  
 保険期間                               : 2017年7月1日から5年間  
 保険料                                 : 2,000,000円（一時払い）

## [契約②]

保険種類                               : 施設所有者賠償責任保険  
 保険契約者＝保険料負担者       : 池谷さん  
 被保険者                               : 池谷さん  
 保険期間                               : 2017年1月1日から1年間  
 保険料                                 : 10,000円（年払い）  
 ※保険期間満了後も前年と同様の契約内容で更新しているものとする。

## (問題 3 8)

(設問A) 池谷さんの2017年分の所得税の計算上、上記＜資料＞に記載されている保険契約の保険料のうち、必要経費に算入できる最大金額として、最も適切なものはどれか。なお、上記＜資料＞のほかに保険契約はないものとする。

1. 200,000円
2. 210,000円
3. 2,000,000円
4. 2,010,000円

**(問題 39)**

(設問B) 池谷さんが契約している施設所有者賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 施設所有者賠償責任保険は、単独でも、火災保険に特約を付帯して契約することもできる。
2. 地震によって賃貸マンションの壁が剥がれ落ち、他人にケガを負わせた場合、見舞金を支払っても補償の対象とならない。
3. 他人にケガを負わせた場合の法律上の損害賠償責任を対象としたものであり、他人の物を壊した場合は補償の対象とならない。
4. 賃貸マンションの所有、使用または管理に不備があった場合だけでなく、賃貸マンションに構造上の欠陥があった場合も補償の対象となる。

**(問題 40)**

(設問C) 今年社会人となる山田さんは、もうすぐ池谷さんのマンションに引っ越し予定のため、CFP<sup>®</sup>認定者の杉山さんに借家人として契約すべき損害保険について相談している。山田さんに対して杉山さんが行った次のアドバイスのうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「家財の火災保険を契約する場合、保険金額を再調達価額以上に設定しないよう注意する必要があります。」
2. 「建物の賃貸部分に火災保険を契約する場合、マンションの共有部分と専有部分を合わせて保険金額を設定する必要があります。」
3. 「個人賠償責任保険を契約する場合、貸主に対する借家人としての賠償責任は補償されないことに注意する必要があります。」
4. 「借家人賠償責任保険を契約する場合、他の借家人に対する賠償責任は補償されないことに注意する必要があります。」

## 問 1 2

C F P<sup>®</sup>認定者は、金属製品製造業であるHS株式会社（以下「HS社」という）についてのリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [HS社の概要]

事業内容：金属製品製造業

資本金：1億円

従業員：200名（うち、パート・アルバイト120名）

所有建物：本社ビル（鉄骨造3階建て 800m<sup>2</sup>）

製造工場（鉄骨造平屋建て 3,000m<sup>2</sup>）

所有車両：8台

## (問題 4 1)

(設問A) HS社は下記の企業費用・利益総合保険を契約している。HS社の工場建物が火災により焼失した場合、企業費用・利益総合保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

## &lt;資料1&gt;

## [契約内容]

保険種類：企業費用・利益総合保険（利益条項）

補償期間：1年間

保険の目的：HS社敷地内建物および機械設備・装置

約定補償率：30%

免責金額：0円

その他特約：なし

## [損害の状況]

工場建物の焼失により、営業収益が復旧するまでに1年かかる。

## [直近の会計年度（1年間）の内容]

営業収益（売上高）：40億円

経常費：22億円（うち、人件費12億円）

変動費：16億円

営業利益：2億円

## [事故後の状況]

営業収益減少額：10億円

支出を免れた経常費：3億円

収益減少防止費用：0円

## &lt;資料2&gt;

## [企業費用・利益総合保険普通保険約款（抜粋）]

## 第1章 利益条項

## 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由により営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下この条項において「損失」といいます。）に対して、この条項および基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① すべての偶然な事故により保険の対象が損害を受けたこと。
- ② 不測かつ突発的な事由に起因して保険の対象と配管または配線により接続している別表1に掲げる事業者の占有するユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継が中断または阻害されたこと。

## 第2条～第4条—省略—

## 第5条（用語の定義）

この条項において使用される用語の定義は次のとおりとします。

## ①～⑧—省略—

## ⑨ 利益率

直近の会計年度（1年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$$

## 第6条—省略—

## 第7条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、1回の事故につき、①から③までの規定に従って算出した損失の額から④および⑤の額を差し引いた額とします。
- ① 喪失利益については、収益減少額に約定補償率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を差し引いた額とします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用については、次の算式によって算出した額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定補償率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定補償率が利益率より大きいときは、「約定補償率」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。
- ④ 保険証券記載の免責金額
- ⑤ 事故が第1条（保険金を支払う場合）②の事由である場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から保険証券記載の免責時間中に発生した損失の額

以下—省略—



別表 1

電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者  
 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者  
 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者  
 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに  
 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者  
 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

1. 1億5,000万円
2. 2億円
3. 2億5,000万円
4. 3億円

（問題42）

（設問B）HS社が契約を検討している労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）および普通傷害保険に関する以下の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、両保険とも他の特約は付帯しないものとする。また、「政府労災保険」とは、労働者災害補償保険のことである。

<労働災害総合保険>

○法定外補償条項

保険金の内容：死亡保険金、後遺障害保険金（1級～14級）、休業補償保険金

○使用者賠償責任条項

支払限度額：被災従業員1名当たり3,000万円 1労働災害当たり3億円

免責金額：なし

<普通傷害保険（就業中のみ危険担保特約付）>

保険金の内容：死亡保険金、入院保険金、通院保険金

保険契約者	被保険者	保険金受取人	
		死亡保険金	入院・通院保険金
HS社	HS社の従業員	被保険者の法定相続人	被保険者

1. 労働災害総合保険（法定外補償条項）および普通傷害保険とも、従業員が就業中にケガをした場合は、政府労災保険の支給決定の有無にかかわらず、保険金支払いの対象となる。
2. 労働災害総合保険（法定外補償条項）の休業補償保険金が支払われた場合、普通傷害保険の入院・通院保険金は支払われない。
3. 労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）は、法定外補償条項に付帯して契約するため、単独で契約することができない。
4. 労働災害総合保険（法定外補償条項）および普通傷害保険とも、正社員に臨時雇いの被用者（アルバイト・パートタイマー・嘱託等）を含めて契約することができる。

## (問題43)

(設問C) HS社が契約している下記の自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

保険種類：自動車保険

保険契約者・記名被保険者：HS社

保険金額：対人賠償責任保険 無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険 無制限（免責金額：0円）

人身傷害補償保険 5,000万円

車両保険（一般条件） 150万円（免責金額：0円）

1. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤ってガードレールに衝突して同乗していた取引先の社員が死亡した場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 従業員が業務で社有車を運転中に、構内の駐車場にあった他の従業員の私有車に誤って接触し損壊させた場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤って電柱に衝突して運転中の従業員が負傷した場合、人身傷害補償保険の補償の対象となる。
4. 従業員が業務で社有車を運転中に、タイヤに釘が刺さったことが原因でタイヤのみが損傷した場合、車両保険の補償の対象となる。

問 1 3

株式会社NK社（以下「NK社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、NK社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類 : 積立普通傷害保険

保険契約者 : NK社

被保険者 : NK社の全従業員（10名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 死亡・後遺障害保険金額 1,500万円

入院保険金日額 3,000円

通院保険金日額 1,500円

満期返戻金 100万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 一時払い保険料 102万円

積立特約保険料 95万円

平準積立保険料 94万円

死亡保険金受取人 : NK社

保険期間 : 2018年1月1日から5年間

[契約②]

保険種類 : 自動車保険

保険契約者 : NK社

対象の車 : NK社の社有車

保険金額 : 対人賠償責任保険 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険 無制限（1事故につき）

人身傷害補償保険 5,000万円（1名につき）

搭乗者傷害保険 1,000万円（1名につき）

車両保険（一般条件） 120万円

保険期間 : 2018年1月1日から1年間

[契約③]

保険種類 : 火災保険

保険契約者 : NK社

保険の目的 : NK社所有の店舗建物（帳簿価格3,500万円）

保険金額 : 5,000万円

保険期間 : 2017年10月1日から1年間

## (問題44)

(設問A) 2017年度末(2018年3月31日)におけるNK社の契約している積立普通傷害保険(10名分)の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、正しいものはどれか。なお、これまでに死亡・後遺障害保険金の支払いはないものとする。

1.	借方	貸方
	積立保険料 9,400,000円	現金・預金 10,200,000円
	前払保険料 800,000円	
2.	借方	貸方
	積立保険料 9,500,000円	現金・預金 10,200,000円
	前払保険料 700,000円	
3.	借方	貸方
	積立保険料 9,400,000円	現金・預金 10,200,000円
	前払保険料 760,000円	
	福利厚生費 40,000円	
4.	借方	貸方
	積立保険料 9,500,000円	現金・預金 10,200,000円
	前払保険料 670,000円	
	福利厚生費 30,000円	

## (問題45)

(設問B) NK社の従業員が業務中に社有車を運転し自動車事故が起きた場合、NK社等が受け取る保険金の税務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. NK社の従業員が社有車を運転中に塀に衝突し、受け取った車両保険金により社有車を修理した場合、車両保険金は益金に算入し、修理費は損金に算入する。
2. NK社が対物事故の被害者として、加害者側の保険会社から受け取った対物賠償保険金は全額非課税であり、益金に算入する必要はない。
3. NK社の社有車の自損事故で車両が全損したことにより、NK社が受け取った車両保険金で同一事業年度内に代替の新車を購入した場合、圧縮記帳の適用を受けることができる。
4. NK社の従業員がケガを負ったことにより、被保険者である従業員が受け取った搭乗者傷害保険の入院・通院保険金は非課税である。

## (問題46)

(設問C) NK社が火災保険を契約している店舗建物が2018年2月に火災により全焼し、火災保険金として5,000万円を受け取った。NK社は、この保険金を使って2ヵ月後に新たな店舗(代替資産)を4,500万円を取得した。NK社が新店舗について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、滅失により支出した経費を500万円とすると、再取得建物の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。

1. 3,500万円
2. 4,000万円
3. 4,200万円
4. 4,500万円



問 1 4

個人を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 会社員の橋口典子さんは、下記の損害保険契約の保険料をそれぞれ払込期日どおりに支払っている。橋口さんが2017年分の所得税に関して受けられる地震保険料控除の額として、正しいものはどれか。なお、地震保険料控除の額には「一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料控除の経過措置」の額を含むものとし、他の損害保険契約は考慮しないものとする。また、積立女性保険については、契約してから現在まで保険料が変更となるような契約内容の変更はないものとする。

地震保険料控除証明書 (2017年分)	
ご契約者名	ハシグチ ノリコ様
被保険者名	ハシグチ ノリコ様
保険期間	2006年1月1日から20年間
契約締結日	2006年1月1日
証券番号	1234512345
保険種類	積立女性保険
お支払保険料	16,000円
保険料払込方法	年払い
満期返戻金	有
対象となる控除区分	長期損害保険料

上記保険料のお支払いを受けたことを証明します。

2017年10月10日 AY損害保険株式会社

地震保険料控除証明書 (2017年分)	
ご契約者名	ハシグチ ノリコ様
保険期間	2017年1月1日から1年間
契約締結日	2017年1月1日
証券番号	9876598765
保険種類	地震保険
お支払保険料	35,000円
保険料払込方法	年払い
満期返戻金	無
対象となる控除区分	地震保険料

上記保険料のお支払いを受けたことを証明します。

2017年10月10日 AX損害保険株式会社

＜所得税の地震保険料控除の控除額の速算表＞

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)

1. 16,000円
2. 35,000円
3. 48,000円
4. 50,000円

(問題48)

(設問B) 個人が受け取る損害賠償金と損害保険金の税務に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 交通事故でケガを負い加害者から損害賠償金を受け取った場合、慰謝料相当額については、一時所得として所得税の課税対象となる。
2. アルバトロスを達成し、パーティーを開催したことによりゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用担保特約から受け取った保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 自動車を運転中の事故により死亡し、人身傷害補償保険から受け取った死亡保険金のうち、加害者の過失相当額については、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. ケガで就業不能となり業務に従事することのできなかつた期間の所得の補てんとして所得補償保険から受け取った保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。



## (問題49)

(設問C) 会社員の吉田秀夫さんは、下記の年金払積立傷害保険(確定型)の保険契約者(給付金受取人)となっていたが、2017年12月に病気により死亡した。相続により保険契約者(給付金受取人)を秀夫さんの妻である良子さんに変更した場合、この契約の相続税評価額として、正しいものはどれか。

## &lt;年金払積立傷害保険(確定型)&gt;

保険契約者・給付金受取人：吉田秀夫さんから吉田良子さんに変更

保険料負担者：吉田秀夫さん

被保険者：吉田良子さん

保険期間：2000年10月1日から20年間

給付金受取開始日：2016年10月1日

給付金受取期間(回数)：5年(5回)

基本給付金：70万円

残給付金に対する現価(予定利率による複利年金現価率を乗じた金額)：200万円

相続時の解約返戻金相当額：180万円

1. 70万円
2. 180万円
3. 200万円
4. 210万円

## (問題50)

(設問D) 会社員の西岡さんは、2017年12月に隣接する工場からの出火による延焼で自宅建物に損害を受けた。災害減免法による所得税の減免を申告する場合の減免額として、正しいものはどれか。なお、他に所得はないものとし、雑損控除の適用は受けていないものとする。また、災害減免法による所得税の減免以外には、税額控除はないものとする。

総所得金額	: 630万円		
適用される所得控除	社会保険料控除	36万円	
	生命保険料等控除	8万円	
	配偶者控除	38万円	
	基礎控除	38万円	
災害を受けた住宅の時価	: 500万円		
損害額	: 300万円		
※火災保険金ならびに損害賠償金等はないものとする。			

## &lt;所得税の速算表&gt;

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## &lt;減免額表&gt;

所得金額の合計額	減免額
500万円以下	所得税額全額免除
500万円超 750万円以下	所得税額の1/2免除
750万円超 1,000万円以下	所得税額の1/4免除

1. 56,250円
2. 116,250円
3. 296,250円
4. 592,500円